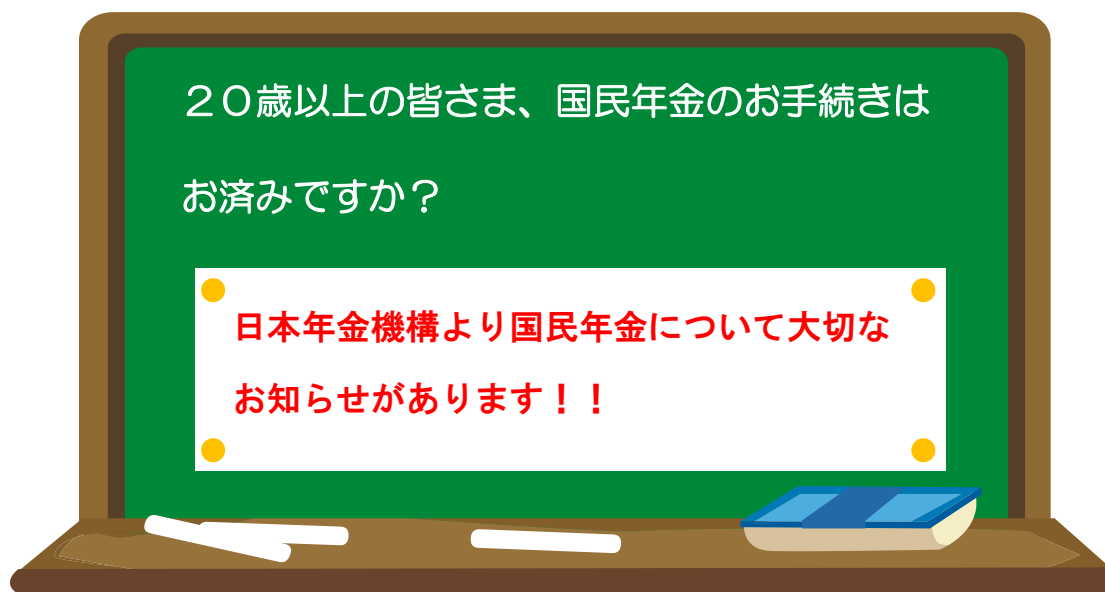


摂南大学の皆さま、こんにちは！ 日本年金機構枚方年金事務所です。



1. 国民年金の加入

20歳になると、学生であっても『国民年金』に加入し、保険料を納付しなければなりません。住民票上の住所に、日本年金機構から封書が届きますので、中に入っている届書（資格取得届）に必要事項を記入の上、提出すれば加入の手続きは完了です。後日、年金手帳と納付書が届きます。

年金手帳は就職の際などに必要となりますので、大切に保管してください。

2. 学生納付特例制度

所得が一定以下の学生については、本人の申請（※1）により在学中の保険料の納付が猶予（※2）される『学生納付特例制度』が設けられています。

申請して承認されると、その期間は障害年金を受け取るために必要な期間に算入されますので、病気やケガといった万が一のときにも安心です。

手続きは簡単です。「年金手帳」と「在学証明書または学生証のコピー」を持って、住民登録をしている市区役所・町村役場で、速やかに申請してください。

※1 申請は毎年度必要です。

※2 猶予された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼってお支払いいただけます（追納）。

ご相談・お手続きについては、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口もしくは枚方年金事務所国民年金課（電話 072-846-5011）までお願いします。



学生のための

5分で分かる！

知っておきたい年金のはなし



1. 公的年金って何??

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。



日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています（国民皆年金）。

→もっと詳しく

[日本年金機構 ホームページ パンフレット](#)「知っておきたい年金のはなし」へ

2. 公的年金はどんな時にもらえるの??



若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、次のような場合に、年金を受け取ることができます。



①年をとったとき（老齢基礎年金）

②病気やケガで障害が残ったとき（障害基礎年金）

③家族の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）

ただし、必要な手続きを行わず、**保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合があります！**

→もっと詳しく

[日本年金機構 ホームページ パンフレット](#)

「老齢年金の仕組み」「障害年金の仕組み」「遺族年金の仕組み」へ



3. 20歳になったら国民年金加入の手続きを！

20歳の誕生月の前月に当機構からお送りする「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。



後日「年金手帳」がお手元に届きます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください（障害・遺族年金を受給している方（していた方）にはお送りしません）。

→もっと詳しく [「20歳になったら、どのような手続きが必要ですか」](#)

4. 保険料の支払い方法



保険料の支払い方法は次の通りです。

① 後日届く「国民年金保険料納付書」で納める

金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。

② 口座振替を利用する

口座振替で納めると手間がかからず、納付忘れを防ぐこともできます。様々な割引制度があり、**もっともオススメです！**

口座振替の手続きは、お近くの[年金事務所](#)または金融機関の窓口で受け付けています。

1年度分の保険料を現金で前納すると「3,320円」の割引。

口座振替で前納すると割引額が「600円」アップして「**3,920円**」の割引！

さらに、2年度分を前納すると「**15,360円**」の割引（口座振替のみ）！！

③ クレジットカードで支払う

クレジットカードにより定期的に納める方法です。申込み手続きは、郵送、年金事務所で受け付けています。

→もっと詳しく「[国民年金保険料の納付方法について](#)」



5. 保険料を支払えないときは



■ 学生の方は「学生納付特例制度」の申請を！

学生納付特例制度の承認を受けている期間※は、保険料を納めた期間と同様に障害基礎年金の要件の対象期間になるので、**万が一のときにも安心！**必ず手続きをしましょう。

※老齢年金の受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。

■ 手続き方法

① 必要な書類

- ・ [国民年金保険料学生納付特例申請書](#)
- ・ 在学証明書または学生証のコピー

② 手続き窓口

- ・ 住民登録をしている市区役所・町村役場（郵送も可）



■ 後から支払う場合（追納）

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に支払えます（追納）。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いとなります！

※承認を受けた年度の翌年度から3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

→もっと詳しく

[日本年金機構 ホームページ パンフレット「学生納付特例手続きガイド」](#)